

懲戒処分公表

令和7年7月9日

新城市長 下 江 洋 行

下記のとおり懲戒処分を行ったので、「新城市職員の懲戒処分等に関する指針」に基づき公表します。

事 案 の 概 要	勤務時間中及び勤務時間外に同僚の女性職員の身体を触る行為を行い、精神的苦痛を与えた。
所 属	市民病院
年 齢	20歳代
性 別	男
処分の種類及び程度	セクシャル・ハラスメント 【 戒告 】
処 分 年 月 日	令和7年6月30日
処 分 理 由	地方公務員法第35条「職務専念義務」に違反する行為であり、同法第29条第1項第1号「この法律に違反した場合」及び第2号「職務上の義務に違反した場合」、並びに第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行」に該当するため、本市の処分基準に照らし「戒告」としたものである。
そ の 他	本事案の管理監督責任として、所管部長及び課長を「訓告（指導上の措置）」とした。なお、被処分者の職名並びに被害を受けた職員に関する情報等本事案の詳細については、プライバシーの侵害や二次被害を防ぐため、公表を差し控えさせていただきます。